

昭和三十九年政令第二百五十九号

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律施行令  
内閣は、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項、第七条及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（翻訳物の発行の許可の申請）

第一条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による翻訳物の発行の許可（以下「翻訳物の発行の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 原著作物の題号

三 原著作物に掲げられた原著作者の氏名（原

四 原著作物に掲げられた発行者の氏名又は

五 原著作物が最初に発行された国（二以上の

六 前号の国が万国著作権条約の締約国又は文

七 原著作物の最初の発行の日の属する年

八 原著作物の最初の発行の日の属する年の翌

九 法第五条第一項各号のいすれかに該当す

る旨

十 前項の申請書には、次に掲げる資料を添付し

なければならない。

一 申請者の戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他申請者が日本国民であることを証する資料

二 原著作物が最初に発行された国を証する

三 原著作物の最初の発行の日の属する年を証する資料

四 原著作物の最初の発行の日の属する年の翌年から起算して七年を経過した時までに、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者は、日本語による翻訳物が発行されず、又は発行されたが絶版になつていることを疎明する資料

五 法第五条第一項各号のいすれかに該当することを証する資料

（翻訳物の発行の許可の告示）

第一条 文化庁長官は、翻訳物の発行の許可をしたときは、その旨を官報に告示する。

（翻訳物の発行の許可の拒否）

第三条 文化庁長官は、翻訳物の発行の許可を拒否しようとする場合は、あらかじめ、申請者に拒否の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

（補償額の認可の申請）

第四条 法第五条第一項ただし書の規定による補償額の認可（以下「補償額の認可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 原著作物の題号及び原著作物に掲げられた

三 翻訳物の発行の許可を受けた日

四 補償額

五 翻訳物の発行方法

六 翻訳物の発行部数、定価その他補償額の算定の基礎となつた事項

七 补償額の認可を受けた者は、補償額の算定の基礎となつた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁

長官に提出し、補償額の変更の認可を受けなければならぬ。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 补償額の認可を受けた日

三 补償額の認可を受けた額

四 変更の認可を受けようとする補償額

五 补償額の算定の基礎となつた事項の変更の

第六条 第二条及び第三条の規定は、補償額の認可及び補償額の変更の認可について準用する。

（補償額の支払及び供託）

第七条 法第五条第一項ただし書の規定により支払い、又は供託しなければならない補償額は、翻訳権の認可を受けた額の全部とする。ただし、翻訳物の発行が数次に分けて行なわれる場合には、補償額の認可を受けた額のうち当該発行に対応する額とする。

（補償額の供託）

第八条 补償額の認可を受けた者は、次に掲げる場合には、補償額を供託することができる。

一 翻訳権を有する者が補償額の受領を拒み、又は受領することができない場合

二 翻訳権を有する者を確定することができない場合

三 前項の規定による補償額の供託は、補償額の認可を受けた者の住所又は居所のもよりの供託所にしなければならない。

（翻訳物に掲げる事項）

第九条 翻訳物の発行の許可に係る翻訳物には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一 原著作物の題号及び原著作物に掲げられた

二 原著作物に掲げられた発行者の氏名又は

三 原著作物の最初の発行の日の属する年

四 翻訳物の発行者との氏名又は名称及び住所又

五 翻訳物の発行の許可に係る翻訳物である旨及び翻訳物の発行の許可を受けた日

六 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日政令第一

七〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年二月一八日政令第一

四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。